

平成27年9月18日

東京二十三区清掃一部事務組合

目黒清掃工場建替事業 環境影響評価書案説明会 におけるご意見・ご質問への見解等について

・ 住民説明会の開催状況(合計参加者数 164名)

日 時	会 場	出席人数
7月24日(金) 午後7時～8時30分	目黒区総合庁舎 大会議室	42名
7月25日(土) 午後2時～3時30分	田道住区センター 第2、第3会議室	42名
7月28日(火) 午後7時～8時30分	油面住区センター 第1、第2会議室	19名
7月29日(水) 午後7時～8時30分	中目黒住区センター 第5、第6会議室	21名
7月30日(木) 午後7時～8時30分	下目黒住区センター レクリエーションホール	18名
7月31日(金) 午後7時～8時30分	田道住区センター三田分室 レクリエーションホール	22名

・ 皆様からのご意見・ご質問とそれに対する見解等

住民説明会において住民の皆様からは、様々なご意見・ご質問をいただきました。いただいたご意見・ご質問の要旨と、それに対する当組合の見解等を以下にお示しします。

1 建替事業について

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
1	工場は平成2年にしゅん工したが、今回の建替えの目的は何か。外見上は建替えが必要とは思えない。部分的な改修を行うことで環境負荷を減らせないのか。	<p>安全で安定した操業を行うため、定期的に補修工事を行っていますが、建物内部のプラント設備は25～30年経過すると、老朽化や交換部品が生産終了となるなど、補修工事では対応が難しくなります。そこで清掃工場は25～30年で建替えの対象としています。</p> <p>また、今回の建替えでは周辺環境に配慮して建物高さを極力低くするよう計画しましたが、このためには地下を更に深く掘削する必要があるため、既存の施設の地下構造物も含めて全て解体撤去を行う必要があります。</p> <p>なお、現工場でも排ガスの各種規制値を下回っていますが、新工場は現工場より厳しい自己規制値を設定するなど、より性能を向上して環境負荷を軽減していきます。</p>
2	新しい清掃工場の耐用年数はどのくらいか。原子炉が耐用年数40～50年と考えると現工場の24年というのは短いのではないか。	<p>清掃工場の施設全体の耐用年数に大きな影響を与える設備には、燃焼装置や焼却炉本体、ボイラなどがあります。これらの設備の耐用年数は10～20年とされていますが、定期点検補修期間中に更新や整備できるものについては、一定程度機能回復できることから、耐用年数を25～30年程度としています。</p>
3	今後人口が減って税収が減った時に、解体するのに税金がかかる。次に建設する際には、もっと先進的な設備とするような見通しはあるのか。	<p>一般廃棄物処理基本計画の中で、建替等の施設整備計画を策定していますので、今後の建替等についてはその時の社会状況や技術動向等を踏まえて検討します。</p>
4	目黒清掃工場に搬入されるごみの半分は他区のごみと聞いたが、600トン規模の工場が必要となる根拠は何か。	<p>目黒区のごみ量は目黒清掃工場に搬入されるごみ量の約4割です。基本的には目黒区のごみを主体としますが、23区では共同でごみの中間処理を行っており、23区全体で確実に対応しなければなりません。また目黒清掃工場の工事中や故障等による停止時には目黒区のごみを他区の工場へ搬入できるという共同処理のメリットがあります。平成40年代後半～平成50年頃に清掃工場の建替えが重なる時期にも、23区のごみを確実に処理するためには、600トン規模が必要です。</p>

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
5	目黒清掃工場を建て替える必要があるのか。建替えによって目黒清掃工場の能力が上がるのか。建替えの説明は誰が行うのか。	<p>清掃工場は、老朽化等でしゅん工後 25～30 年で建替えの検討の対象となります。2 3 区内の清掃工場は、平成 40 年代後半～平成 50 年頃に建替えが集中するため、2 3 区のごみを確実に処理するためには、目黒清掃工場は計画どおり平成 29 年度から 600 トンでの建替えが必要です。</p> <p>なお、建替えの説明は、一般廃棄物処理基本計画に基づき、東京二十三区清掃一部事務組合が行います。</p>
6	環境影響評価条例の目的は、第一に都民の健康と快適な生活を守ることである。この目黒清掃工場は環境影響評価条例に抵触する。これまでごみを少なくするから工場を縮小してくれと言ってきたが、東京二十三区清掃一部事務組合は全く聞き入れていない。建替えしてほしくない。区長会で了承された一般廃棄物処理基本計画を楯に押し進めてきた。	<p>環境影響評価の手続きについては、条例に基づき条例に定められた方法で実施しています。</p> <p>2 3 区には 21 工場存在し、現在 19 工場が稼働していますが、しゅん工後 25～30 年で建替えの検討の対象となります。平成 9 年から 15 年頃に集中して建設された清掃工場の建替えが、平成 40 年代後半～平成 50 年頃に集中します。</p> <p>年末年始などごみの多い時期を含め、2 3 区から日々排出されるごみを清掃工場ですべて確実に処理することは衛生的な区民生活を確保する上で、当組合の大きな責務と考えます。このため、将来、清掃工場の建替えが集中することを考えると、目黒清掃工場は計画どおり 600 トン規模が必要です。</p>
7	地域への還元として、工場の屋上に老人ホームを造ってほしい。	<p>現工場建設時は、田道ふれあい館が還元施設として建設されました。その後、平成 12 年に清掃事業は都から区に移管され、ごみの中間処理は 2 3 区の共同処理となり、清掃工場も 2 3 区共用の財産となったことから、新しい還元施設は造らないということが 2 3 区で確認されており、清掃事業以外の新たな施設を造ることができません。</p>
8	新工場が出来上がった後、震災時の温水や浴槽、あるいは温水プールといった地域住民への還元を行う考えはあるのか。	<p>現在も田道ふれあい館、田道小学校、目黒区民センターの暖房や温水プールの熱源として高温水を供給しており、建替え後も、同様に供給することを考えています。</p> <p>地域防災への貢献は、当組合の一般廃棄物処理基本計画において、災害対策の強化の一つとして位置付けています。今後、地域の方々に対しては、携帯電話の充電設備や雑用水の供給など、具体的な対策を検討していきます。</p> <p>なお、現在、清掃工場は東京都と協定を結び、震災時における救出救助機関及び民間ライフライン機関の活動拠点となっています。</p>

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
9	地域への貢献として、煙突に防災カメラを設置して、その画像をインターネットで公開してほしい。	カメラの設置は技術的には可能ですが、設置目的、用途等をどうするのかといった課題があります。地域への新たな還元施設は建設できない取り決めとなっていますが、地域への防災貢献策については今後検討していきます。
10	建替えの前後で処理能力が変わらないなら、建替えのメリットは性能の向上と思うが、稼働率が上がることで実質的な処理量が上がるのか。	建替えにより性能が向上するため、安全・安定操業に対する信頼性が増します。 平成26年度の目黒清掃工場の稼働率は約8割ですが、新工場の搬入量については、今後、23区全体で搬入量を調整していきます。
11	煙突の排ガスが良くなるならメリットがあるが、今も有害物質等が不検出だという。同じならば建替えるメリットがない。	自己規制値を厳しく設定することなど、より確実に環境負荷を軽減することができます。
12	建物の構造は同じなのに、熱効率が上がっており、燃焼状態が違うように見える。性能が上がるのか、それとも現在よりごみを燃やすのか。ごみを燃やす量が増えるのではないかと心配である。	ごみを燃やした熱で発生させた蒸気でタービンを回して発電を行います。現工場では蒸気の圧力は3MPaですが新工場では4MPaとし、更に蒸気の温度が300℃から400℃に上がり、発電能力は現工場の11,000kWから新工場では18,000kW以上となります。焼却能力は同じ600トンなので、ごみを燃やして発生した熱を有効に使うことにより、熱効率が向上します。 なお、高効率発電を行う理由は以下のとおりです。 清掃工場を建てる際、国の交付金がありますが、交付金は交付要件に該当する部分の工事費用の1/3程度に相当します。その際、600トン規模の工場では、20%以上の高効率の発電設備を設置すれば、交付率が更に上がります。 また、発電を行うと売電収入が得られます。最近の当組合の年間予算は約700～800億円ですが、全工場で約100億円の売電収入となるなど、収入面で大きな部分を占めます。当組合は予算の約半分を23区の花担金で賄っているため、売電収入が増えれば23区の花担金を軽減することにもつながります。 さらに、発電能力が向上することにより、電力会社等が使用する化石燃料を削減することができ、温室効果ガス削減につながります。

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
13	建替への根拠となっている予測自体が怪しい。ごみ量の原単位調査において一人世帯の 20 のサンプルのうち 3 分の 1 に異常値が混ざっている。	目黒清掃工場の建替については、一般廃棄物処理基本計画におけるごみ量の予測に基づいて、将来にわたって 23 区のごみを確実に処理するため 600 トン規模の建替が必要としています。
14	工場でたくさん使っている薬品は、工事中は他の工場で使うのか。それとも工場の中で保存するのか。	工場の薬品は基本的に閉鎖までに使い切る計画ですが、それでも使い切れず残ったものは産業廃棄物として処理します。
15	工事中に他区の工場に搬入する場合のごみの分別は、搬入先の区の方法に従うのか。	他区の工場などに搬入される場合も、分別方法は現在と変わりません。 なお、目黒区のごみの分別方法は目黒区が決めています。
16	廃熱の使い道はどのようなものか。廃熱が増えるとよいことのように言われたが、増えて気温が上がることはないのか。	焼却に伴って発生する熱を、田道ふれあい館、区民センター、田道小学校の暖房や温水プールなどに使用しています。新工場でも引き続き供給していく予定です。熱供給だけでなく、蒸気タービンで発電しているため、有効に使われています。
17	工事期間がオリンピックと重なるが、その影響を考慮しているのか。今回の工事の当初積算はいつ頃で、いくらくらい見込んでいるのか。また、解体工事とプラント工事は同じ会社が請け負うのか。一括の場合、オリンピックの影響を受けるのではないか。	おおむね 2 年前、600 トン規模で約 300 億円という建設経費見込みを立てています。オリンピックの関連工事が集中するのは平成 28～31 年度であり、この期間は解体工事であるため、影響は少ないと考えています。 なお、平成 29 年度から建替工事に入りますが、労務単価や資機材の高騰については情報収集に努めています。解体工事と建設工事は一括して発注する予定ですが、一括でも、解体工事と建設工事はそれぞれ専門の業者が行うため、オリンピックの影響は少ないと考えています。
18	工事費の予算だが、以前未確定と言っていたが、現時点でいくらか。	杉並清掃工場は約 260 億円ですが、現状の資材高騰などの情勢からみると、この金額以上になると想定しています。
19	行政がやることなので工事そのものには間違いはないと思っているが、長い工事の中で説明会は今回の 1 回きりなのか。	解体工事前と、建設工事前にも住民説明会を行います。また、周辺地域住民との協議会で工事の進捗状況について情報提供を行うとともに、「建替工事だより」を発行し、地域の方々にも工事の進捗状況をお知らせする予定です。 なお、工事の節目ごとに、地域の方を対象とした現場見学会も実施したいと考えております。

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
20	工期が丸々6～7年かかる。オリンピックが終わってもまだ終わらない。もう少し短くならないのか。	600トン規模の工場建設の工期は一般的には約5年と想定しています。目黒清掃工場の場合は、5年9か月を想定していますが、これは掘削深さや解体時のテント等による環境保全等を考慮して設定しており、工期の短縮は難しいと考えています。
21	工事にあってテント等で覆うとあるが、煙突を覆うことはあるのか。近くに小学校があるのでとても心配である。また、車両の出入りについても心配である。	煙突全体はテント等で覆いませんが、煙突の上から徐々に切って解体し、その解体している部分を覆い、周囲への騒音防止・飛散防止等の対策を行います。 また、車両の出入口には交通誘導員を配置し、小学生をはじめ通行者の交通安全には十分注意して施工します。
22	雨水流出抑制施設を設置すると説明されたが、これは工事完了後のことと思われる。工事中に雨水流出抑制槽は設けないのか。対策は行うのか。汚染土壌の封じ込め槽もあり、水質調査をするのか。	工事中に雨水流出抑制槽は設けません。 解体工事中は建物全体をテント等で覆うため、解体作業部分に雨水が侵入することはないと考えていますが、内部に侵入した雨水については、仮設汚水処理設備等で適正に処理して公共下水道に放流します。 また、工事中、工事完了後も、汚染土壌の封じ込め槽近辺における地下水の調査を行っていきます。
23	工事説明会の日程はホームページに載せてほしい。	工事説明会もこの評価書案説明会と同様に、ホームページに掲載する予定です。
24	工事説明会では、業者に説明させるのか。	当組合が説明を行います。
25	解体前清掃は、数か月で終わるものなのか。	解体前清掃の期間は約6か月を予定しています。これまでの杉並や練馬清掃工場の建替え時と同じ期間です。
26	解体前清掃や解体工事中、今まで蓄積した工場内の有害物質の飛散対策はどうするのか。	解体前清掃は、高圧洗浄機などを使用して、プラント設備の内部やごみバンクの最後の底ごみ、灰バンクの灰をきれいに除去します。灰については、主灰は湿潤させて、飛灰は混練処理して現状と同様に搬出します。また、解体工事期間中は、テント等の中を負圧にして作業を行い、中の空気を排出する際には、高性能フィルターを介して清浄な空気とします。

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
27	<p>解体前清掃で飛灰を高圧洗浄する際、飛灰を洗浄した汚水はどうするのか。汚水処理設備で処理できないのではないか。下水道への放射能濃度の放流基準はあるのか。この場合は下水道に流さずに、敷地内に封じ込めてほしい。</p>	<p>解体前清掃時も清掃工場の汚水処理設備は通常に稼働しており、汚水処理設備にて処理した後、下水道に排出します。</p> <p>清掃工場の排ガスや灰・排水について、東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、放射能濃度を測定しています。清掃工場で検出される放射性物質は搬入されたごみに由来するものです。その影響も、例えばセシウム 134 の半減期は2～3年ほどで、現在はかなり下がっています。それは飛灰のデータ等も同様の傾向を示しています。</p> <p>公共用水域への排水の基準はセシウム 134 が 60Bq/L、セシウム 137 が 90Bq/L です。目黒清掃工場の排水の測定値は検出下限値以下で、下水道に放流しています。</p> <p>このように適正に処理している状況ですので、飛灰等を洗浄した汚水を封じ込め槽等に封じ込める必要はないと考えています。</p>
28	<p>現工場のアセスの予測では、排ガスの最大着地濃度地点は品川区の伊藤中学校だったが、子供たちの健康影響については調査したのか。高速道路ができてから、田道小学校の子供たちのぜんそくがひどくなった。清掃工場の健康被害について、調査したことはあるのか。調査していただきたい。</p>	<p>最大着地濃度地点の濃度は、例えば二酸化硫黄については、現工場の環境影響評価書では 0.015ppm でしたが、新工場の環境影響評価書案では 0.001ppm であるなど、全項目で低くなっています。</p> <p>また、いずれの数値も、もともと大気環境中に存在する汚染物質の濃度（以下「バックグラウンド濃度」という。）とほぼ同様であり、目黒清掃工場の排ガスによる影響は少ないと考えていますので、健康影響について調査は行っていません。</p> <p>なお、清掃工場の排ガスの影響による健康被害については、平成 24 年度に公害等調停委員会により、「清掃工場等からの排ガスにより生活環境の悪化及び健康被害等の発生が生じているとは認められない」という裁定が出ています。</p>

2 環境影響評価書案について

(1) 全般

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
1	<p>人件費も含め、環境影響評価の調査にかかった費用はいくらか。</p>	<p>環境影響評価の調査費用は、約 7 千万円です。</p>
2	<p>今回の環境影響評価を行ったコンサルタント会社の名前を教えてください。</p>	<p>株式会社総合環境計画です。</p>

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
3	今回、環境影響評価書案に関する説明を受けたが、これから意見を言える場はあるのか。	7月15日に公示されてから45日間、8月28日までの期間に意見を出せます。手続きとしては、東京都環境局に提出して頂きます。その意見に対して事業者である当組合が見解書を出します。この見解書も含め、都民が意見を述べたいという場合は、東京都によって「都民の意見を聴く会」が開かれます。
4	意見書の提出方法として持参か郵送とあるが、電子メールによる提出は可能か。	意見書の提出方法は、都の条例において、持参か郵送と規定されています。
5	「都民の意見を聴く会」が開かれる条件は何か。	当組合が都民・区長の意見に対する見解書を東京都に提出し、東京都により見解書が公示された後、「都民の意見を聴く会」において意見を述べようとする旨の書面による申し出が一人でもあれば開催されます。会を主催するのは東京都環境影響評価条例を所管する東京都環境局です。
6	閲覧の期間が過ぎても評価書案を図書館や東京区政会館の資料室に置いてほしい。	東京区政会館の特別区自治情報・交流センターや目黒清掃工場では、今後も閲覧・貸出をします。
7	この説明会開催の周知が徹底されていない。もっと周知してほしい。	工場周辺の半径1km内に約5万枚のビラを戸別配布しています。その他、区広報、町会回覧、当組合のホームページでも周知しています。
8	予測結果の根拠は何か。また、建替えが始まった後、その予測どおりであったかどうか確かめる必要がある。二酸化窒素は地域でも測っているが、この予測は高い。幹線道路レベル。基準値内に収まっていると言われても安心できない。また、予測と実際の稼働したときとの間に差があった場合はどうなるのか。	<p>予測・評価については、環境影響評価条例の中の技術指針に則って行っています。大気汚染を例にとると、6地点で現況調査を行い、周辺の一般大気測定局や自動車排ガスの測定局の年間データと当組合が実施した現況調査結果をもとに評価を行っています。</p> <p>また、予測しただけで終わりではなく、工事中や工事の完了後も事後調査を行い、予測・評価の内容を確認する手続きを進めることとなります。</p> <p>環境影響評価として工事完了後の事後調査は1年間ですが、現在も全工場に必要な環境調査を実施しており、新工場完成後も調査を続けます。調査結果については、定期的にホームページで公表しているほか、地域の皆さんに結果を報告しています。</p>
9	しゅん工後1年間は環境影響調査をするというが、経年により条件が変わるかもしれないので、その後も調査を続けてほしい。	環境影響評価として工事完了後の事後調査は1年間ですが、現在も全工場に必要な環境調査を実施しており、新工場完成後も調査を続けます。調査結果については、定期的にホームページで公表しているほか、地域の皆さんに結果を報告しています。

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
10	予測結果が外れた場合は、すぐに改善の措置を取るのか。	事後調査として工事中及びしゅん工後 1 年間は予測評価した項目について調査を行い、予測結果の検証を行います。 事後調査において環境に対する影響が大きくなった場合は、東京都から是正措置を求められることもあり、事業者として必要な環境保全の措置を取っていきます。
11	大気では評価の指標が環境基準だが、建設機械の騒音・振動では勧告基準が評価の指標となっているのはなぜか。環境影響評価は個別の項目ごとの評価であるが、住民は複合的な影響を受けている。	環境影響評価条例の技術指針に基づいて、法律上の規制基準や勧告基準を評価の指標としています。道路騒音については、法律に基づく規制基準はないため、環境基準を評価の指標としました。建設機械の騒音・振動については、東京都環境確保条例に基づく指定建設作業に係る遵守すべき基準があるため、それに則っています。工事中や工事完了後についても、今回の予測結果を検証するため、事後調査を行います。事後調査において環境に対する影響が大きくなった場合は、東京都から是正措置を求められることもあり、事業者として必要な環境保全の措置を取っていきます。
12	関係区域（環境に影響を及ぼすと予想される地域）は工場から半径 1km の範囲としているが、どのように決めたのか。	環境に影響を及ぼすおそれのある範囲が最も広がる大気汚染の推定範囲として半径約 1km としました。大気汚染の範囲は、東京都の技術指針に基づき、パフ式、プルーム式と呼ばれる計算式で計算しています。また、風洞実験を行って地形や建物による影響を補正し、影響範囲を算定しました。この結果、排ガスの最大着地濃度地点が計画地から約 900m の地点であったため、それを含めて関係区域を 1km としました。 なお、予測地域は約 4km 四方の範囲とし、予測上は 1km 以上では影響濃度が高くないことを確認しました。

(2) 大気汚染

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
13	大気中のダイオキシン類について、燃焼温度 800℃以上としか書かれていないが、0.027pg-TEQ/m ³ という予測結果はどのような条件で算出したのか。	ダイオキシン類対策特別措置法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、できる限りダイオキシン類の生成を抑制する燃焼管理を行っています。新工場でも 800℃以上で 2 秒以上滞留させ、ダイオキシン類の生成を抑制するように燃焼管理を行うという条件で予測しています。

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
14	大気汚染結果について、清掃工場以外の影響が大きいというが、工場がない場合や工事をしていない場合の現況がどの程度なのかを調査してほしい。	半径約 1km 付近の 6 か所の現地調査と半径約 5km 以内の範囲の一般大気測定局や自動車排ガス測定局のデータにより現況の状況を把握しています。この現況調査結果を基に工事の施行や新工場の稼働に伴う環境影響を予測しています。
15	今回の最大着地濃度地点は、現工場の環境影響評価の時より近くなっているが、その理由は何か。	大気の拡散の仕方は、風向風速などの気象条件や建物の状況に影響されます。今回は下目黒 2 丁目の太鼓橋付近が最大着地濃度地点となりました。現工場建設時に比べ、周辺建物の高層化や、風速が遅くなったことなどから、最大着地濃度地点が近くなったと考えられます。
16	大気汚染の工事完了後の最大着地濃度の地点はどこなのか。予測地点が 6 か所あるが、その予測結果の年平均値がすべて同じである理由は何か。	最大着地濃度地点は下目黒 2 丁目の太鼓橋付近です。排ガスによる影響の寄与率は小さく、煙突排ガスからの影響濃度に比べてバックグラウンド濃度が大きいため、小数点以下第 4 位で四捨五入するとバックグラウンド濃度と同じになります。
17	「目黒清掃工場建替事業『環境影響評価書案』あらまし」の関係地域の図に我々の家が入っているが、今回の説明では環境基準を下回るから大丈夫だということか。	最大着地濃度地点は半径約 5km 以内のバックグラウンド濃度と煙突排出ガスによる影響を基に求めています。 なお、予測濃度は、バックグラウンド濃度の占める割合が大きく、工場の煙突排ガスによる寄与率は小さいものとなっています。
18	東京都環境影響評価制度では、地形はフラットで評価することが前提とされているが、周辺の地形は考慮したのか。また、渋谷清掃工場の煙突も近いので、渋谷清掃工場の影響も考えるべきだ。	半径 1 km 付近 6 か所の現況調査と約 5km 圏内の一般大気測定局や自動車排ガス測定局の調査結果を用いて、排ガスの予測を行いました。更に風洞実験を行い、地形や現工場建設時よりも高層化した建物の影響も補正しています。 また、一般大気測定局のデータには、渋谷工場と現目黒清掃工場の影響も含まれていますが、バックグラウンド濃度の占める割合が大きく、工場の煙突排ガスによる寄与率は小さいものとなっています。
19	風洞実験のモデルの範囲はどれくらいか。	半径 6 km の範囲で 2 千分の 1 のモデルを製作し、煙流実験と定量拡散実験を行いました。
20	建設機械の排ガスについて、二酸化窒素が基準ぎりぎりだが、これは機械がちょっと増えると基準を超えてしまうのか。	すべての機械が同時に集中して稼働した場合を予測した数値です。工事中は建設機械の作業場所や時間を集中させないように配慮していきます。

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
21	周回路にカバーを付けるというが、車両の排ガスはどこから出るのか。小学校側に吹き出すということはないのか。	一か所から噴き出さないよう、換気設備を設けるなど、今後の設計の中で、小学校側に出さないような検討をしていきます。
22	羽田空港の機能強化に関する説明会が、この地域で開催される。南風の強風時には高度 400mの目黒駅真上を飛行機が飛ぶことになる。その影響はシュミレーションしているのか。また、飛行機に煙突の煙は影響しないのか。	排ガスの有効煙突高は最大約 400m までしか達しない上、上昇するにしがたい拡散するため、清掃工場の排ガスが飛行機の航空路に影響を与えることはありません。 なお、羽田空港の機能強化に関する国土交通省の資料によると、目黒清掃工場上空では、高度約 600m を飛行することになっています。

(3) 騒音・振動

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
23	騒音・振動結果について、現工場の施設の稼働時の現況調査結果がないが、現工場と新工場を比較した際、騒音レベルはどうなるのか。	現工場の騒音・振動測定については、定期的に行い公表しています。現工場の騒音測定では周辺からの騒音を排除しきれないため、現工場と新工場の比較は簡単にできませんが、騒音レベルは現工場より低くなるように、プラント設備の検討や環境保全の措置等を取っています。
24	ごみ収集車両等による騒音・振動の影響について、「予測結果が環境基準を上回っているが、現況値と同じであり問題ない」とのことだが、環境基準を下回るよう改善する気はないのか。	一般車両を含めた走行車両全体に対するごみ収集車両等の割合は、山手通りの C 地点は 1%程度、目黒清掃工場前の区道の A 地点も 12%程度であり、一般車両による影響が大きいものとなっています。 新工場では、現在敷地境界付近に設置されているごみ収集車両の待機所を敷地境界から工場寄りにするとともに掘り下げ、防音壁を作るなど A 地点での対策を行います。
25	工事完了後の道路交通騒音では基準の 70dB を上回るが現況と同じである、との説明だが、現況は清掃工場の車両の影響で上回っているのか。	C 地点では環状品川線の開通によって、騒音の低下が図られると想定しています。 なお、道路の交通状況も反映させて、工事のしゅん工後に事後調査を行います。

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
26	<p>「ごみ収集車両等による道路騒音の影響」において、道路騒音が現況値も予測値も環境基準を超えるというのは、単純に道が混んでいるということであり、普通はそういう場所に清掃工場を作らない。そうであれば、環境基準を下回るごみ収集車の台数にするべきである。</p> <p>また、台数を減らしても下回らないなら清掃工場を作るべきではない。環境基準を守るためにも、300台など何台なら守れるのか計算すべきである。</p>	<p>東京都環境影響評価条例では、東京都が事業者として行う事業で一定規模以上の事業については、複数の事業計画案を策定し、各々の事業計画案について環境影響を調査する「計画段階環境影響評価手続」が規定されています。この「計画段階環境影響評価手続」では、複数の事業計画案に基づく環境影響の比較等を行って都民等の意見や知事の審査意見書を踏まえ、事業計画案を決定することとしています。</p> <p>一方、目黒清掃工場の建替事業は、同じく東京都環境影響評価条例の規定に基づき、「事業段階環境影響評価手続」として実施しているものであり、策定した建替事業による環境への影響が最大となる時期または最大となる条件で予測・評価を行っています。このような環境影響評価手続の主旨から、ご意見のような予測計算はできません。</p> <p>なお、一般車両を含めた走行車両全体に対するごみ収集車両等の割合は、山手通りのC地点は1%程度、目黒清掃工場前の区道のA地点も12%程度であり、一般車両による影響が大きいものとなっています。</p> <p>新工場では、現在敷地境界付近に設置されているごみ収集車両の待機所を敷地境界から工場寄りにするとともに掘り下げ、防音壁を作るなど騒音防止対策を図ります。</p> <p>また、ごみ収集車両の走行にあたっては、速度遵守するなど周辺環境に配慮します。</p>
27	<p>コンクリートの打設で、バイブレータを使用する際は、型枠を止めている金具が音を出してうるさい。鉛の防音シートを使用してほしい。周辺に小学校があり、授業の妨げになると思う。</p>	<p>地下部の構造が鉄筋コンクリート造、地上部が鉄骨鉄筋コンクリート造になりますので、コンクリート打設時にバイブレータを使用します。作業は仮囲いや防音シート等を設置するなどの対策を行っていく予定ですが、どのような素材の防音シートを使うかは今後状況を見ながら検討していきます。また、周辺の小学校等にも十分配慮するとともに、工事現場には職員が常駐し、何かあればすぐに対応するようにします。</p> <p>なお、工事に着手する前に工事説明会を開催しますので、その際に具体的な騒音対策も説明します。</p>
28	<p>騒音などの測定装置は、我々のマンションに付けてもらえるのか。</p>	<p>個別のマンション等には設置はできませんが、工事中は騒音・振動を常時測定する装置を設置し、その測定値は常に仮囲いの外から見えるようにします。</p>

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
29	自分の家の前で工事があったときはすごい振動で、勧告基準値内ではあったがストレスを受けた。勧告基準より 1dB 下だから合格というのは怖い。近くに小学校があり、授業の妨げになる。子供たちは震災で恐怖を感じている。何か対策を考えているのか。	予測は、最も多くの建設機械が稼働している時期を対象としたものであり、工事期間中継続してこの予測値になるということではありませんが、重機自体も低騒音・低振動タイプを取り入れ、なるべく建設機械の配置を分散させることや同時稼働を極力避けるなど、環境保全に努めます。また、騒音・振動を常時測定し、その数値が仮囲いの外から見えるようにし、基準を超えるようなことがあれば速やかに対応します。小学校の直近であることは認識しており、十分注意しながら工事を進めていきます。
30	建設機械による騒音・振動のスライドに予測値 1.2m と 5m とあるが、これはどういう意味か。	騒音の予測値は基本的に地上 1.2m の地点ですが、清掃工場から見て目黒川方向にある高層マンションにおける影響を予測するため、仮囲いの 3m の高さを超える 5m の地点についても予測・評価を行いました。
31	工場の隣には学校がある。私の子も田道小学校に通っていた。5 年 9 か月もの間、59dB の振動を受け続けるのかと思うと心配だ。子供たちがもやもやしたまま授業を受けることにならないか。59dB とはどの程度のものなのか。	59dB は目黒川の地点の結果であり、小学校側の地点の振動の予測結果は 35～45dB でした。 60dB の振動は全ての人を感じる程度、50dB 以下の振動は、静止していなければわからない程度です。 また、59dB の状態がずっと続くわけではなく、あくまで建設機械の稼働台数が最大の条件の場合の振動です。小学校に隣接していることは認識しており、工事中は工事内容をビラ等で周知するとともに、連続して騒音・振動を常時計測して基準値以内に抑えるなど、注意しながら作業を進めていきます。

(4) 土壌汚染

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
32	土壌調査結果について、全て基準値以下としか説明スライドには記載していないが、実際の数値を示すべきである。	「あらまし」の 23 ページ以降にデータを記載しています。
33	土壌汚染について、現工場建設前は、何の跡地だったのか。	以前は旧通産省東京工業試験所の目黒分室跡地でした。工場建設時に敷地の広範囲の土壌が汚染されていることが判明しました。

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
34	<p>土壌汚染は、ごみ処理に伴うものか。ごみを燃やすと増えていくものなのか。また、地下何メートルに埋められているのか。子供たちをそこで遊ばせていいのか心配である。敷地外での調査結果はあるのか。</p> <p>土壌汚染の管理はどうするのか。目黒川に垂れ流されているようなことはないか。</p>	<p>封じ込め槽の中の汚染土壌は清掃工場由来ではなく、現工場を建設する際に見つかったものであり、適切な薬剤処理を施し、緩衝緑地地下の堅固なコンクリート槽の中に埋設しています。また、このコンクリート槽は約2.5mの土で覆われており、安全性は確保されていますが、このコンクリート槽の近辺の地下水調査を行いました。その結果は基準値を全て下回っていました。今後も地下水の調査を行い、安全性を確認していきます。</p>

(5) 地盤・水循環

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
35	<p>土丹層の位置はどこか。煙突の耐震性は大丈夫というが、実際にシミュレーションしたのか。また、工事の掘削床は目黒川の水面より高いのか低いのか。</p>	<p>地下10m以下は土丹層の固い層で覆われています。</p> <p>また、煙突の基礎についても固い地盤の中に位置しているので、震度6~7程度の地震でも問題ない計画としています。</p> <p>なお、工事の掘削面のほうが目黒川より低くなります。</p>

(6) 電波障害

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
36	<p>電波障害の調査について、調査の様子を評価書には写真で載せてほしい。また電波障害の調査を実際に行っている下請けの会社名も公表してほしい。</p>	<p>電波障害は、調査の結果、一部で障害が予想されましたが、新工場の規模や構造、位置は現工場とほぼ同じであり、現在、現工場において電波障害の苦情はありません。調査の写真は評価書に掲載しています。</p> <p>なお、下請けの会社名を評価書に記載することは考えていません。</p>

(7) 温室効果ガス

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
37	300 億円もかけて温室効果ガスを 15 万トンも排出する施設を作るとい うのは環境政策として正しいと考 えているのか。	<p>予測・評価では、ごみの焼却や電気・都市ガスの使用に伴い発生する全ての温室効果ガスの量を算出しており、地球温暖化対策の推進に関する法律上のカーボンニュートラル分を含んでいます。地球温暖化対策の推進に関する法律における温室効果ガス排出量 (CO₂換算) は、都内の他の施設では、火力発電所で 190 万トンや 300 万トンといった例があり、当組合全体では 127 万トンです。</p> <p>また、環境影響評価における温室効果ガスについては、削減努力をしているかどうかの評価基準となります。</p> <p>なお、清掃工場は、公衆衛生の確保などから必要とされています。</p>

3 工場運営について

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
1	工場見学はいつも昼間に行っているが、昼だと参加できないため、夜に開催してもらえないか。	工場職員の勤務状況から、安定焼却を最優先するためには、夜間の見学の態勢を取ることができず、実現は難しいです。
2	環境基準のある物質だけでなく、重金属などの規制されていない未知の化学物質が清掃工場から放出されているのではないかと、私たちは以前から指摘してきた。そのような物質があるのかないのか教えてほしい。	<p>法律で規制されている物質について、適切に管理しています。</p> <p>なお、排ガスについては、重金属類を含めて 27 物質を定期的に測定しており、その結果は、微量か不検出となっています。結果についてはホームページ等で公表しています。</p>
3	バグフィルタの性能が上がって排ガスの有害物質排出量が半分になるというが、目に見える浮遊物が半減するのか。自宅の網戸に白い燃えカスのようなものが付いていたので調べてほしい。	現工場の煙突排ガスの実測値は、ほとんどの項目が不検出となっているため、網戸に付着したものは、清掃工場が原因とは考えられません。一般大気中の浮遊物の発生源は自動車排ガスなど多岐にわたることから、網戸の付着物をお持ち頂いても、原因を特定することは難しいため、調査することはできません。

4 23区の清掃事業について

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
1	建替え期間中のごみの処理はどうするのか。	ごみの中間処理は、23区全体で共同処理をしています。従って、現在の目黒清掃工場が建替えによりごみが搬入停止となる28年度末から約6年間は、目黒区の近隣工場、想定では港工場や品川工場などでの処理が考えられます。
2	各区の人口と清掃工場の処理能力を比べると、必ずしも人口と処理能力が比例していない。周辺区からのごみの搬入について、具体的な数値と今後の方向性を教えてほしい。	23区のごみの中間処理は共同処理を行っています。平成25年度における目黒清掃工場への区別の搬入量は、各区が収集する区収ごみでは、目黒区のごみ搬入量は約5万トンであり、残りは他区から搬入されています。 周辺区からのごみ搬入実績は、杉並区:約24%、世田谷区:約18%、品川区:約7%、渋谷区:約5%、中野区:約4%、新宿区:約2%となっています。搬入量は人口のほか、清掃工場の建替えや稼働状況によっても変わります。 なお、工場のある区とない区の負担の公平を図るため、平成20年3月の特別区長会において、23区間でごみ量に応じて金銭による調整を行うことが確認されています。
3	各区に清掃工場を設けるという方針はいつ変更になったのか。 目黒区は他区のごみを今後も受け入れるのか。	平成15年7月に特別区長会において、23区でのごみの中間処理は共同処理で継続して行うことが確認され、現在清掃工場のない区での建設計画はなくなりました。今後も23区で発生したごみの共同処理を行っていきます。
4	上下水道も保健所もごみも行政でやるべきものである。なぜ都から区に移管したのか。誰がごみ処理の責任を持つのか。	平成12年4月に地方自治法等の一部を改正する法律が施行され、23区は基礎的自治体に位置付けられ、他の市町村と同様に、住民に最も身近な行政サービスの一つである清掃事業は各区が行うこととなりました。家庭や事業所から出される一般廃棄物の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で市町村の事務とされています。これに基づき平成12年度以降は、ごみの収集運搬から、中間処理、最終処分に至るまでの処理責任は各区にあります。中間処理については、23区が共同処理を行う目的で設立された東京二十三区清掃一部事務組合に処理責任があります。

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
5	<p>プラスチック類は燃やさずにリサイクルして排ガスの有害物質を抑制できないのか。</p>	<p>プラスチック類のサーマルリサイクルは、不燃物として埋め立てしていたプラスチックを焼却することで、最終処分場の埋立処分量を削減するものです。さらに、焼却により発生する熱を回収するもので、リサイクルの一つとなっています。</p> <p>なお、プラスチック類を焼却する前と比べて、排ガス中の有害物質濃度に大きな変化はなく、いずれも基準値を下回っています。</p>
6	<p>周辺区のごみの分別方法はどのような状況か。</p>	<p>分別方法の大きな違いは、容器包装プラスチックのその他プラスチックについて、リサイクルを行っているか、可燃ごみとして焼却してサーマルリサイクルを行っているかであるため、区によって異なります。一般廃棄物の処理責任は各区にあり、当組合としては分別方法を統一することはできません。</p> <p>なお、正月も清掃工場は稼働しています。</p>
7	<p>正月は空気がきれいだ。行政としてはごみを減らすために、ごみ減量や分別の働きかけを行っていくべきではないか。分別を決定する責任者は誰か。</p>	